

谷尾崎・池上地区地盤沈下等に関する専門家会議運営要綱

制定 令和2年（2020年）9月25日市長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、谷尾崎地区・池上地区で確認された地盤沈下、地盤陥没及び井戸の枯渇等（以下「地盤沈下等」という。）に関する原因究明及び対応策の実施に係る必要な調査及び措置を行うため、必要な意見又は助言を聴取することを目的として、熊本市附属機関設置条例（平成28年9月27日条例第64号）第3条の規定に基づき、谷尾崎・池上地区地盤沈下等に関する専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 専門家会議は、地盤沈下等に関し、次に掲げる事務を行う。

- （1） 谷尾崎地区・池上地区における地盤沈下等事案の発生原因に関する技術的事項に係る調査及び審議に関すること。
- （2） 今後市が行う対策工法に関する技術的事項に係る必要な調査及び措置に関すること。
- （3） その他、地盤沈下等事案に係る必要な提案、調査及び審議に関すること。

（組織等）

第3条 専門家会議は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 地盤工学や地下水等に関する専門的な知見を有する者。
- （2） 前各号に掲げる者のほか、専門家会議の設置目的を達成するために必要と認める者。

3 委員の任期は、委嘱の日から1年以内で市長が定める。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第4条 専門家会議には、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 専門家会議は会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、専門家会議の議長となり、議事を整理する。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に専門家会議への出席を求めることができる。

（会議の公開）

第6条 専門家会議は、原則公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得た場合は、会議内容の全ておよび一部について、公開しないことができる。

（報酬）

第7条 委員が専門家会議に出席したときは、日額10,000円の報酬を支給する。

(庶務)

第8条 専門家会議の庶務は、都市建設局土木部道路整備課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月25日から施行する。